

# 審 査 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

|   |
|---|
| 法 令 名：道路交通法   |
| 根 拠 条 項：第63条第7項   |
| 処 分 の 概 要：故障車両の整備確認   |
| 原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）及び車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁 |
| 法 令 の 定 め：道路運送車両の保安基準   |
| 審 査 基 準：  |
| 標 準 処 理 期 間：1日  |
| 申 請 先：最寄りの警察署の交通課   |
| 問 合 せ 先：交通部交通指導課取締指導係（電話075-451-9111内線5122）又は最寄りの警察署の交通課                    |
| 備 考：  |